

令和8年度

第1回

湧別町国民健康保険運営協議会議案

日 時 令和8年6月11日(木) 午後6時30分

場 所 文化センターTOM 研修室

湧別町国民健康保険運営協議会委員名簿

【任期：令和8年3月1日～令11年2月28日】

区 分	氏 名	住 所
被保険者を代表する委員	加 藤 明 美	港 町
	久 保 美 恵 子	芭 露
	深 澤 繁 子	緑 町
保険医又は保険薬剤師 を代表する委員	澁 谷 努	中 湧 別 中 町
	竹 林 秀 人	上湧別屯田市街地
	中 川 雄 太	中 湧 別 北 町
公益を代表する委員	野 田 直 人	上湧別屯田市街地
	花 木 芳 徳	南 兵 村 三 区
	花 木 寿 栄	南 兵 村 三 区

会議次第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 案

(1) 議案第1号 湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 報告第1号 令和7年度湧別町国民健康保険特別会計決算について

議案第1号

湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

湧別町国民健康保険税条例（平成21年条例第130号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

記

別紙のとおり

令和8年6月11日提出

湧別町長 加藤 政 弘

1. 湧別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について①

令和8年度税制改正大綱が令和7年12月26日に閣議決定され、地方税法施行令が改正されたことによる条例改正。

改正内容（新規）

子ども子育て支援納付金制度の創設。（第2条、第9条の3、第9条の4、第9条の5、第9条の6、第23条、附則第10、第11、第13～第20）

区分	世帯区分	限度額 (万円)	【新規】子ども・子育て支援金分				
			応能割	応益割（円）			
			所得割	均等割	未就学児 軽減額	18歳以上 均等割	平等割
改正案 【新規】	一般世帯	3	0.29%	900	450	200	1,000
	特定世帯（軽減1/2）						500
	特定継続世帯（軽減1/4）						750

- 子ども・子育て支援納付金制度は、国民健康保険を含むすべての医療保険加入者が負担を分かち合い、その財源を児童手当の拡充や保育の受け皿整備などに充てることで、子ども・子育て施策を安定的に支えることを目的とするもの。
- 国民健康保険は、現在、「医療給付費分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」の3区分で構成されているが、ここに「子ども・子育て支援金分」が加わることになる。
- 税率については、道が示した統一保険税率であり、収納額のすべては道を通じて国へ納付される。その際に発生する差異（被保険者数の推計値等のブレ）分については、翌々年度の納付分で調整されることとなる。
- 制度上、18歳未満の均等割は全額軽減されることとなるため、それを補うために「18歳以上均等割」が賦課される仕組みとなっている。

1. 湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について②

令和8年度税制改正大綱が令和7年12月26日に閣議決定され、地方税法施行令が改正されたことによる条例改正。

改正内容

- ① 国民健康保険税の基礎課税額（医療分）に係る課税限度額を67万円（改正前66万円）に引き上げるもの（第2条第2項）
- ② 子ども・子育て支援金分の新規創設（第2条第4項）

区分	令和7年度（現行）	令和8年度（改正後）	引き上げ額
医療分	66万円	67万円	1万円
支援金分	26万円	26万円	-
介護分	17万円	17万円	-
子ども・子育て支援金	-	3万円	3万円
合計	109万円	113万円	4万円

【賦課限度額の見直しの背景】

- 高齢化等の進展等により医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、
- ・保険料負担の上限を引き上げずに、保険料率の引き上げにより必要な保険料収入を確保することとすれば、高所得者層の負担は変わらない中で、中間所得者層の負担が重くなる。【イメージ図：①】
 - ・保険料負担の上限を引き上げることとすれば、高所得者層により多く負担いただくこととなるが、中間所得者層の被保険者に配慮した保険料設定が可能となる。【イメージ図：②】

※社会保険審議会医療保険部会資料抜粋

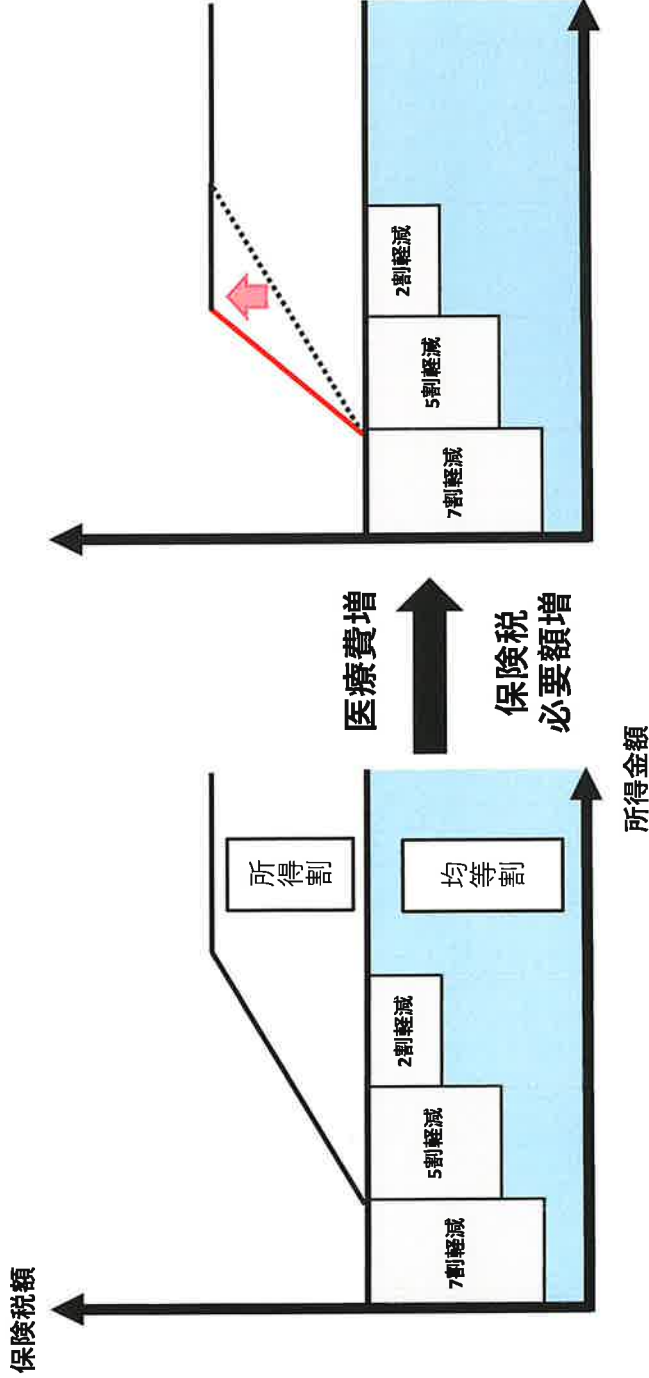
【イメージ図】

※医療費が増加し確保すべき保険税収入額が増加した場合において、必要な保険税収入を確保するため、

- ①保険税率の引き上げ
- ②保険税率及び賦課限度額の引き上げを行った場合

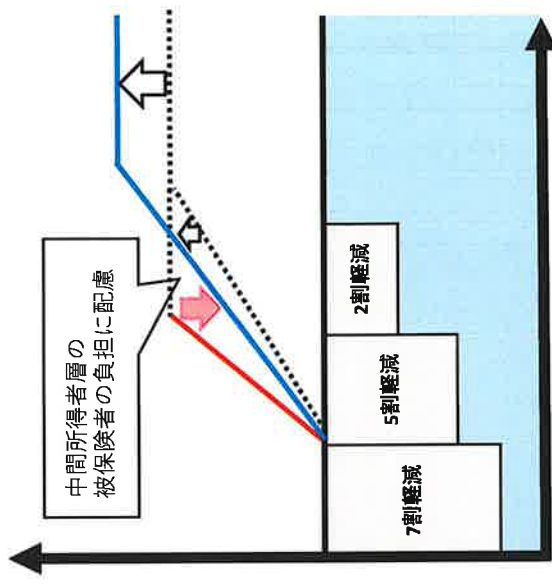
【イメージ図：①】

保険税率の引き上げ



【イメージ図：②】

保険税率及び
賦課限度額の引き上げ



1. 湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について③

令和8年度税制改正大綱が令和7年12月26日に閣議決定され、地方税法施行令が改正されたことによる条例改正。

改正内容

国民健康保険税の均等割額及び平等割額における、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準額の引き上げ。
(第23条)

区分	改正前	改正後
7割軽減基準額	$43万円 + 10万円 \times$ (給与所得者等の数-1)	変更なし
5割軽減基準額	$43万円 + 30万5千円 \times$ (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※) $+ 10万円 \times$ (給与所得者等の数-1)	$43万円 + 31万円 \times$ (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※) $+ 10万円 \times$ (給与所得者等の数-1)
2割軽減基準額	$43万円 + 56万円 \times$ (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※) $+ 10万円 \times$ (給与所得者等の数-1)	$43万円 + 57万円 \times$ (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※) $+ 10万円 \times$ (給与所得者等の数-1)

経済動向等を踏まえ、軽減判定所得を見直し

※特定同一世帯所属者：同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

【具体例】

給与所得者数が2名の世帯のケース

- 5割軽減の場合

(改正前)

$$43万円 + 30万5千円 \times 2名 + 10万円 \times (2-1) = 114万円以下の世帯が対象$$

(改正後)

$$43万円 + 31万円 \times 2名 + 10万円 \times (2-1) = 115万円以下の世帯が対象$$

報告第1号

令和7年度湧別町国民健康保険特別会計決算について

令和7年度湧別町国民健康保険特別会計決算は次のとおりとする。

記

別紙のとおり

令和8年6月11日提出

湧別町長 加藤 政 弘

令和7年度湧別町国民健康保険特別会計決算

【歳入】

(単位：円)

科目	令和7年度		前年度決算額	前年度決算額との比較	備考
	予算額	決算額			
保険税	現年度分	453,157,000	453,229,000	△1,017,438	医療分、後期分、介護分
	滞納繰越分	5,284,000	5,494,528	△1,910,437	
使用料及び手数料	50,000	10,600	51,200	△40,600	保険税督促手数料
道支出金	887,705,000	800,981,908	843,521,012	△42,539,104	保険給付費等交付金
財産収入	28,000	27,754	15,095	12,659	基金利子収入
繰入金	98,945,000	98,427,053	95,522,808	2,904,245	一般会計繰入金、保険基金安定繰入金、未就学児均等割保険料繰入金、基金繰入金
繰越金	2,207,000	2,207,209	4,955,667	△2,748,458	前年度からの繰越金
諸収入	986,000	1,216,801	2,215,400	△998,599	保険税に係る延滞金、返納金、特定健診自己負担分等
歳入合計	1,448,362,000	1,358,666,978	1,405,004,710	△46,337,732	

【歳出】

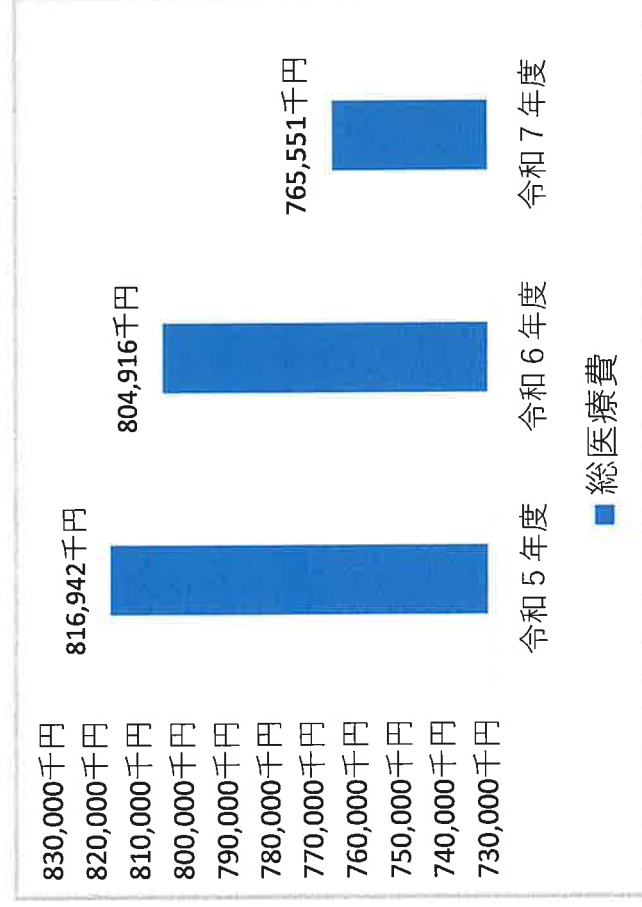
科目	令和7年度		前年度決算額	前年度決算額との比較	備考
	予算額	決算額			
総務費	6,894,000	6,172,008	6,330,442	△158,434	職員給与費、一般管理費、徴税費、運営協議会費
保険給付費	865,000,000	777,036,406	813,845,845	△36,809,439	療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金
国民健康保険事業費納付金	561,855,000	561,855,000	566,825,000	△4,970,000	国保都道府県化に係る北海道へ納める納付金
保健事業費	12,089,000	11,312,166	11,370,833	△58,667	特定健診費用、予防接種補助費、医療費通知等
基金積立金	28,000	27,754	15,095	12,659	基金利子積立金
その他	2,496,000	1,056,149	4,410,286	△3,354,137	保険税還付金、国庫負担金精算に係る返還金等
歳出合計	1,448,362,000	1,357,459,483	1,402,797,501	△45,338,018	

歳入合計	1,358,666,978
歳出合計	1,357,459,483
歳入歳出差引額 (繰越額)	1,207,495

○被保険者数の推移（各年度末）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考
世帯数	1,324世帯	1,279世帯	1,258世帯	対前年比 △21世帯
被保険者数	2,665人	2,556人	2,463人	対前年比 △93人
前期高齢者 (65歳～74歳)	953人	898人	853人	対前年比 △45人

○医療費の推移（総医療費及び一人当たりの医療費の推移）



○収納率の状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考
現年度分	一般被保険者	98.79%	98.33%	対前年比 △0.59%
	合計	98.79%	98.33%	対前年比 △0.59%
滞納繰越分	一般被保険者	16.56%	13.95%	対前年比 △7.49%
	退職被保険者	0.39%	12.86%	対前年比 12.72%
合計	16.15%	20.92%	13.93%	対前年比 △6.99%

○国民健康保険財政調整基金額の推移

令和7年度	当初基金残高	78,644千円
	取崩額	23,114千円
	積立額	28千円
	年度末基金残高	55,558千円
(参考) 令和8年度	取崩見込額	13,200千円